平成２９年（フ）第１３０号
川崎市高津区新作２丁目10番１―605号　ルミネ梶ケ谷
債務者　遠藤　　守
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
川崎市宮前区初山１丁目23番14―305号　シャルム初山
債務者　川合　理奈（旧姓椿・高本）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
川崎市麻生区上麻生５丁目１番９号　リバーコープ麻生　302
債務者　椙山　隆男
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
川崎市幸区南加瀬１丁目４番26号　レオネクストクレスト夢見ヶ崎　203
債務者　北村　未来
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
川崎市幸区東古市場116番地　市営住宅３―304、前住所川崎市幸区小向仲野町11番17号藤井マンション　203
債務者　植木　久子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番25―505号
債務者　小嶋　愛理
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
愛知県北名古屋市徳重生田５番地　そよご荘Ｃ―102、従前の住所愛知県北名古屋市鹿田合田115番地　山田マンション２Ｆ西
債務者　木村　純也
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７４号
愛知県北名古屋市徳重生田５番地　そよご荘Ｃ―102、従前の住所愛知県北名古屋市鹿田合田115番地　山田マンション２Ｆ西
債務者　石本　直恵
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７０号
愛知県東海市名和町細田廻間１番地の６
債務者　大河内　優
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４９号
愛知県津島市中野町３番地５　ニューコーポ津島Ａ棟203号
債務者　森山　澄子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４６号
熊本市東区若葉６丁目11番18―２号
債務者　田代　俊也
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５５８号
札幌市白石区北郷７条３丁目10番14号　７・３ストロベリー201号
債務者　菊池　竜士
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７３号
札幌市白石区北郷３条１丁目６番14号　アルファワカヤマ303号
債務者　弓場　　香
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８４号
札幌市北区北36条西３丁目３番16号　日正コーポ３号
債務者　阿部　健市
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１６号
札幌市南区澄川６条３丁目１番３号　ドリームハウス澄川202号
債務者　細野　吉弘
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
群馬県渋川市石原605番地４
債務者　小濱かつよ
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８１号
群馬県前橋市城東町５丁目13番１―404号
債務者　古川はる枝
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係